三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
川西路一八三五の一・一八三五の二・一八五六の一・松谷二九四・松原五二五（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県土佐清水市下益野字上ミクロツチ七五八、二〇三六、二〇三七の四、字イゲンダ二〇三五のハ、二〇三六、二〇三七のホ、字イゲンダ二〇三五のハ、二〇三五のニ、二〇三五のホの一、二〇三五の一二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字上ミクロツチ七五八・二〇三六・二〇三七の四・字イゲンダ二〇三五のニ・二〇三五のホの一・二〇三五の一二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇三五のハ
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県香美市物部町別役字ウ子七六〇、字スゝレ石七六一のへ
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字ウ子七六〇・字スゝレ石七六一のへ（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　奈良県五條市西吉野町勢井四七五、四八三、宇陀郡曽爾村大字伊賀見二三三六、二三三九、二三四二、吉野郡十津川村大字池穴三二二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
西吉野町勢井四七五、四八三（次の図に示す部分に限る。）、大字伊賀見二三三六、二三三九、二三四二・大字池穴三二二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁並びに五條市役所及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡天川村大字沢原一九七の二
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県庁及び天川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡十津川村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
十津川村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、北部大阪都市計画事業吹田操車場跡地土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年四月二十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　縦覧開始の日　平成二十三年四月二十二日（縦覧期間二週間）
二　縦覧場所　大阪府吹田市内本町三丁目二十六番二十九号　独立行政法人都市再生機構西日本支社北大阪都市再生事務所
三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第四百十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月二十一日

国土交通大臣　大畠　章宏